

障害者総合支援法 医師意見書作成料内訳書

申請者	受給者番号 (申請者番号)	1	0	1	2	3	4	5	6	7	8	請求医療機関	事業所 名称	医療法人社団 支援クリニック							
	(フリガナ)氏名	ジリツ タロウ 自立 太郎											所在地	〒940-8501 長岡市〇〇町〇-〇-〇 電話番号 39-2218							
	生年月日	1 明治 2 大正 3 昭和 4 平成				性	1.男 2.女														

作成依頼日	令和6年1月1日	意見書 送付日	令和6年1月10日
意見書作成日	令和6年1月8日		令和6年1月10日

消費税および地方消費税額を含めないでください。

意見書作成料	種別	①. 在宅 2. 施設	①. 新規 2. 継続	金額	¥	5	0	0	0	円
--------	----	-------------	-------------	----	---	---	---	---	---	---

診断・検査費用	内訳		点数			摘要					
	診断			2	7	0					
検査	胸部単純X線撮影										
	血液一般検査		1	7	0	血液採取					
	血液化学検査		2	8	5						
	尿中一般物質定性・半定量検査										
合計			7	2	5	点数合計×10円	7	2	5	0	円

請求額	意見書作成料	5	0	0	0	円
	診断・検査費用	7	2	5	0	円
	消費税及び地方消費税	1	2	2	5	円
	合計	1	3	4	7	5

◎医師意見書作成料は、在宅・施設別、新規・継続（更新・変更）申請別に以下の金額とする。

	在宅	施設
新規申請者	5,000円	4,000円
継続申請者	4,000円	3,000円

※消費税及び地方消費税は外税となります。

◎主治医がなく、主訴もない者が障害程度区分認定を行った場合、意見書を記載するのに必要な診察・検査について、初診料及び医師の判断に応じて行った検査等（以下のものに限る）に対し、診療報酬単価に基づき積算した額を請求することができる。

【医師の判断に基づき行う検査の範囲】

- 胸部単純X線撮影
- 血液一般検査
- 血液化学検査
- 尿中一般物質定性・半定量検査

※この内訳書は1か月分をまとめ、翌月10日までに請求書と併せて長岡市へ提出してください。